平成30年度事務事業評価外部評価結果(最終案)

評価対象事業	高齢者等外出支援事業	所管課	健康福祉部高齢者支援課
評価結果	抜本的見直し	抜本的見直し7人、廃止1人	

評価コメント

本事業の利用実態として、通院以外の利用がないことに加えて、利用者の多くが全額減免 (生活保護世帯対象)または半額減免(住民税非課税世帯対象)となっている。生活保護に おける通院移送費や介護保険など、他の制度やサービスで対応可能なケースもあると思われ ることから、改めて本事業の利用実態や他制度における代替の可能性等を検証し、本事業の 必要性も含め、抜本的な見直しを図る必要がある。

外部評価者の主な意見

- ○生活保護対象者の心身の障害や疾病による通院目的での利用については、タクシー運賃が全額減免となるが、仮に本制度を廃止したとしても、医師の意見書等の所定の手続きを取れば、生活保護の通院移送費で対応できるものと考えるが、通院移送費については、全国的にも様々な議論があったようなので、見直しによる影響などを十分に検証したうえで判断すべきものと考える。
- ○生活保護における通院移送費の支給や介護保険の給付対象範囲など、各種制度の理解が十分にされないまま制度設計された印象を受ける。実施を継続するのであれば関係各課と調整のうえ実施要綱を含めた見直しが必要である。
- ○幅広い外出を対象とした事業であるにもかかわらず、目的がほぼ通院に限られることや利用者の大半が生活保護対象、住民税非課税世帯で占められていることに鑑みると、事業の目的と利用実態に乖離がある。
- ○市外医療機関等への通院が必要な方にとっては、所得等に応じた全額減免、半額減免のメリットは大きい、他に利用できる制度がないのであれば必要な事業と考える。
- ○要介護3~5の方が利用者の半数以上を占めており、一概に廃止とは言えないが、事業内容や料金体系など、外出支援事業として改善の余地が多く残されていると考える。
- ○利用予定の15日前までに利用申請書を提出して承認を受ける必要があるなど、利便性の面でのハードルは高いが、減免対象者が利用の大半を占めていること考えると、真にこの事業を必要としている方が利用されているものと考えられる。事業を廃止し、民間事業者に委ね、市は運賃や介助料を補助する方法も考えられるが、事業者との契約により福祉車両や介助員の資格を有した運転手が確保している点は重要と考える。
- ○昨年度実績では、サービス利用の目的が全て通院等によるもので、生活保護と介護保険での対応が可能と考えると、本事業を維持する必要性は低いと考える。他の制度では対象外となる通院等も本事業の対象としているなどの運用実態があるのであれば、廃止した場合の影響等についても十分に検証する必要がある。
- ○利用実績から考えると、通院等の利用について、他の制度で全て補完できるのであれば廃止ということになるので、まずは、その点を検証する必要がある。